

2023年11月10日

株式会社魅力屋

代表取締役社長 藤田 宗

問合せ先： 管理本部 075-211-3338

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営ビジョンである「日本の食文化とおもてなしの心で世界中を笑顔に！」を経営の基本方針とし、株主及び取引先、従業員等をはじめとするステークホルダー（利害関係者）から信頼を得るため持続的に企業価値を高めるべく、経営の健全性並びに透明性の確保に努めております。また、コンプライアンス（法令遵守）の徹底により最適な経営管理体制を構築するためにも、当社はコーポレート・ガバナンスの強化を最重要項目の一つとして位置付けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則 1-2④ 議決権の電子行使のための環境整備】

当社は、現状、機関投資家や海外投資家の比率が低いことから、議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳は実施しておりません。今後、株主構成の状況について分析し、必要に応じて株主に配慮した仕組みの採用について検討してまいります。

【補充原則 2-4① 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社は、中核人材の登用等における多様性の確保が、当社の持続的な成長において重要であるとの認識のもと、性別、国籍、採用ルートについて制約を設けることなく、多様な人材を登用しております。現在、中核人材の登用等における多様性について測定可能な数値目標の設定には至っておりませんが、今後、多様な人材の育成方針に基づく数値目標を設定するとともに、実施状況の開示について検討してまいります。

【補充原則 3-1② 海外機関投資家等の比率等を踏まえた英語での情報の開示】

当社は、株主における海外投資家の比率を踏まえ、英語での情報開示・提供を行っておりません。今後、海外投資家の比率等を勘案したうえで、株主総会招集通知、決算説明資料等について英語での情報開示・提供について検討してまいります。

【補充原則 3-1③ サステナビリティの取り組み等】

当社は、サステナビリティへの取り組みについて開示しておりませんが、取り組むべき課題を特定するた

めの情報収集や議論を行い開示に向けて取り組んでおります。また、多様性の尊重や労働環境改善への取組み等の人的資本への投資等についても積極的に開示するよう取り組んでまいります。

なお、知的財産への投資等に関する情報の開示・提供は、現時点では実施しておりませんが、今後、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則 4-1③ 最高経営責任者等の後継者計画の策定、運用】

当社は、最高経営責任者等の後継者計画を策定しておりませんが、当社が持続的な成長を続けるための重要課題であると認識しております。

そのため、経営陣幹部の取締役会における職務執行状況の報告、指名報酬委員会における取締役候補者の答申等により、後継者候補の適性を備えた人材を選定しております。今後、取締役会及び指名報酬委員会が主体的に後継者計画の策定に取り組んでまいります。

【補充原則 4-2② サステナビリティを巡る取り組みに関する基本的な方針の策定、監督】

当社は、中長期的な企業価値向上の観点からサステナビリティを巡る取り組みは重要課題のひとつと認識しておりますが、基本方針の策定には至っておりません。今後、取締役会においてサステナビリティを巡る取り組みについての基本方針の策定等、開示に向けて検討してまいります。

【補充原則 4-11③ 取締役会全体の実効性に関する分析、評価の結果の概要】

当社は、取締役会の定期的な分析・評価を実施しておりませんが、企業価値向上に向けて取締役会の活性化は重要な課題であると認識しております。そのため今後、年度ごとに分析評価を行い、改善に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則 1-4 政策保有株式】

当社は、上場株式の政策目的での保有実績がなく、現時点では保有する計画もありません。

今後、上場株式を政策目的で保有する場合は、資本効率や事業戦略、取引関係等を総合的に勘案し、中長期的な観点から当社の企業価値の向上に資することを取締役会で確認したうえで新規保有や継続保有の是非を判断します。

【原則 1-7 関連当事者間の取引】

当社は、役員や主要株主等との取引を行う場合には、取締役会において社外取締役や監査役からの意見を求め、当該取引の合理性・取引条件の妥当性等を事前に審議した上で、承認を得ることとしております。また、当社の全ての役員に対して、関連当事者間取引の有無について確認するアンケート調査を実施しており、関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。

【補充原則 2-4① 中核人材の登用等における多様性の確保】

本報告書「I-1 基本的な考え方【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】」をご参照ください。

【原則 2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度を導入しておりません。当社がアセットオーナーとしての立場で企業年金の積立金の運用に関与することはなく、またそのような計画もございません。

【原則 3-1 情報開示の充実】

当社は、法令に基づく開示に加えて、以下の事項に関する情報発信を行っております。

- (i) 当社ホームページにビジョン、店舗理念、基本コンセプトを開示しております。
- (ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書「1. 基本的な考え方」に記載しております。
- (iii) 当社は「取締役報酬の報酬体系及び報酬決定の基本方針」を定めており、各取締役の月額固定報酬は、取締役会の決議に基づき指名報酬委員会が決定しております。
- (iv) 当社は「取締役及び監査役を選解任に関する基本方針及び選定基準」を定めており、取締役及び監査役候補者は、指名報酬委員会の答申に基づき取締役会で決定しております。
- (v) 役員を選解任の理由は株主総会招集通知に開示しております。

【補充原則 3-1③ サステナビリティの取り組み等】

本報告書「I-1 基本的な考え方【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】」をご参照ください。

【補充原則 4-1① 取締役会から経営陣への委任の範囲】

当社は、法令・定款・取締役会規程に定められた事項について取締役会で審議し決定しております。また、職位に応じた決裁権限と責任を明確にするために職務権限規程を定めております。

【原則 4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役の独立性基準を原則として東京証券取引所の定める独立性の要件を満たすものとしております。

なお、候補者の選定につきましては「取締役及び監査役候補の選解任に関する基本方針及び基準」に基づき指名報酬委員会の答申により決定しております。

【補充原則 4-10① 独立社外取締役を主要な構成員とする独立した指名、報酬委員会の設置】

当社は、取締役会の諮問機関として独立社外役員が過半数を占め、独立社外役員を委員長とする任意の「指名報酬委員会」を設置し、適切な関与・助言を得ております。

【補充原則 4-11① 取締役会の構成に関する考え方】

当社は「取締役及び監査役候補の選解任に関する基本方針及び基準」において、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方、取締役候補者の選定に関する方針・基準を定めております。

また、各取締役の知識・経験・能力等につきましては、株主総会招集通知等に開示しております。

なお、当社は、独立社外取締役を2名選任しておりますが、他社での経営経験を有する者であります。

【補充原則 4-11② 取締役及び監査役兼任の状況】

当社は「取締役及び監査役候補の選解任に関する基本方針及び基準」において、取締役・監査役候補者は、その役割・責任を適切に果たすために必要となる時間・労力を確保できる者であることを定めております。

また、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合は、株主総会招集通知等に開示しております。

【補充原則 4-11③ 取締役会全体の実効性に関する分析、評価の結果の概要】

本報告書「I-1 基本的な考え方【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】」をご参照ください。

【補充原則 4-14② 取締役及び監査役トレーニングの方針】

当社は、取締役及び監査役が、その役割・責務（法的責任を含む）を果たすため、会社法関連法令、コーポレートガバナンス、ならびに必要とされる知識の習得などの研修等を実施するほか、各取締役及び監査役が個別に必要とするトレーニングの機会の提供及びその費用の負担を行っております。

社外取締役及び社外監査役に当社についての理解を深めてもらうため、就任時に会社概要ならびに事業内容等に関する説明と意見交換を実施するとともに、店舗視察等を実施しております。

【原則 5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るためには、株主との建設的な対話が必要であると考えており、適切な情報開示はもちろんのこと、決算説明会、機関投資家・アナリストミーティング、個人投資家向け説明会の開催、Web動画の配信等、代表取締役社長による多様な投資家との対話の機会を積極的に設けて参ります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社マルフジコーポレーション	2,948,100	68.72
藤田 宗	1,290,000	30.07
株式会社大垣書店	21,200	0.49
大和商工株式会社	21,200	0.49
田口 剛	5,000	0.12
丸本 純平	4,500	0.10

支配株主（親会社を除く）名	藤田 宗
---------------	------

親会社名	なし
------	----

補足説明

--

3. 企業属性

上場予定市場区分	東京スタンダード市場
決算期	12月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の代表取締役社長である藤田宗及び同氏が議決権の過半数を自己の計算において所有している株式会社マルフジコーポレーションは、合わせて当社の議決権の過半数を所有しております。

支配株主との取引等が発生する場合には、取引の合理性、取引条件の妥当性について十分検討し、事前
に取締役会において、承認を得ることとしております。なお、当社の取締役会につきましては、社外取
締役を選任していることなどから、経営判断の独立性は確保されております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名以内
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
鈴木 芳克	他の会社の出身者													
宮本 文子	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 芳克	○	該当事項はありません。	外食企業の取締役及び監査役として豊富な経験と実績を有し、客観的な視点から経営全般に対する監督及び助言を期待できるものとして社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所が規定した独立役員の要件に該当し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
宮本 文子	○	該当事項はありません。	公認会計士及び税理士の資格を有しており、内部統制の分野において高い専門性にに基づき、当社の経営に対する的確かつ有意義な助言及び提案を期待できるものとして社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所が規定した独立役員の要件に該当し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3	0	1	1	0	1	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3	0	1	1	0	1	社外取締役

補足説明

代表取締役を含む取締役の指名と報酬決定のプロセスの透明性を確保し、これにより取締役会の監督機能、独立性、客観性及び説明責任を強化すること並びに当社のコーポレート・ガバナンスの強化に資することを目的に、取締役会の任意の諮問機関として指名報酬委員会を設置しております。同委員会は、その独立性、客観性を確保するため、社外役員を委員長とし、委員総数の過半数を社外役員とする構成としております。

<委員会の役割>

取締役会の諮問に応じて以下の事項について審議し、審議した内容について取締役会に答申を行います。

- (1) 取締役及び監査役の選解任の基本方針及び基準に関する事項
- (2) 取締役の報酬体系及び報酬決定の基本方針及び基準に関する事項
- (3) 株主総会に付議する取締役報酬総額及び監査役報酬総額の変更に関する事項
- (4) 株主総会に付議する取締役及び監査役の選解任に関する事項
- (5) 取締役会に付議する代表取締役及び役付取締役の選定、解職に関する事項
- (6) その他前各号に関して取締役会が必要と認めた事項

<委員会の構成>

委員長 社外取締役 鈴木 芳克

委員 社外監査役 福富 宏之

委員 取締役副社長 田口 剛

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会と内部監査室は、原則として月1回、お互いの監査の状況について意見交換を行うとともに、内部監査室及び会計監査人とは四半期ごとに情報交換や意見交換を行うことで、監査、監督の実効性を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
福富 宏之	他の会社の出身者													
大森 剛	弁護士									○				
永井 康	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福富 宏之	○	該当事項はありません。	事業会社において管理部門責任者及び監査役としてガバナンスにおける豊富な経験を有しており、経営全般に関する監視を期待し選任しております。また、東京証券取引所が規定した独立役員の要件に該当し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
大森 剛	○	弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所代表社員であり、当社と同弁護士法人との間に顧問契約等が	弁護士として幅広い知識と経験を有しており、専門的な知見に基づく適切な監査を期待して選任してお

		ありますが、大森剛氏は当該法律顧問業務に従事していません。併せて大森剛氏を当該法律顧問業務に従事させないこととする旨の覚書を弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所との間で締結しております。	ります。また、東京証券取引所が規定した独立役員の要件に該当し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
永井 康	○	該当事項はありません。	証券会社での豊富な経験と事業会社の監査役として高い見識を有しており、独立した立場から適切な監査を期待して選任しております。また、東京証券取引所が規定した独立役員の要件に該当し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
その他独立役員に関する事項	—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストック・オプション制度の導入
---------------------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

当社の将来に向けて業績向上に関する意欲や士気を高めることによる企業価値向上を目的として、ストック・オプション制度を導入しております。
--

ストック・オプションの付与対象者	社内取締役,社外取締役,社外監査役,従業員,その他
------------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

上記付与者に対して、企業価値向上を図り、業績向上に関する意欲・士気を高めることを目的として、ストック・オプションを付与しております。
--

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である取締役が存在していないため、個別報酬の開示は行っていません
--

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

<p>取締役の報酬体系及び報酬決定の基本方針等は次のとおり定めております。</p> <p>1. 取締役報酬に関する基本方針</p> <p>(1) 当社の持続的な発展に向けた健全なインセンティブとして機能するものであること。</p> <p>(2) ステークホルダーと価値観を共有し中長期的な企業価値向上に資する制度であること。</p> <p>(3) 報酬体系及び報酬決定に関する基本方針及び基準は、客観性及び透明性を確保するため、指名報酬委員会の審議及び答申に基づくものであること。</p> <p>2. 報酬体系及び報酬額の基準</p> <p>(1) 業務執行取締役の報酬は、取締役としての責務と管掌業務の執行に対して支給する「基本報酬」、役付取締役に選定された取締役に支給する「役位報酬」、代表取締役に選定された取締役に支給する「代表取締役報酬」、特別の事由に対して支給する「特別報酬」から構成される。</p> <p>(2) 社外取締役の報酬は、取締役としての責務に対して支給する「基本報酬」、特別の事由に対して支給する「特別報酬」から構成される。</p> <p>(3) 報酬体系及び各報酬の金額は、経済環境及び事業環境の変化や経営計画の達成状況等を反映するため、毎年、指名報酬委員会に内容の見直しを諮問する。</p>

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在、社外取締役及び社外監査役の職務を補佐する専任スタッフはおりませんが、緊急時の情報伝達及び取締役会開催に際しての資料の事前配布に関しては、管理本部がサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

<p>当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は、以下のとおりであります。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>取締役会は代表取締役社長を議長とし取締役5名(うち2名は社外取締役)で構成され、定例取締役会を1か月に1回、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令、定款及び社内規程に従って、経営の基本方針をはじめとする経営上の重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、月次の業績、取締役の業務執行状況等の報告が行われるとともに、重要事項の議論を行っており、監査役3名が出席して取締役会の意思決定及び監督状況について必要に応じて意見を述べ</p>
--

ております。

2. 監査役会

監査役会は、常勤監査役を議長とし監査役3名（全員が社外監査役）で構成され、客観性、中立性を確保し、取締役の職務執行状況を監査できる体制を整えております。監査役会は1か月に1回、また必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査の方針、監査計画、監査の方法及び監査業務の分担等を決定しております。さらに、監査役会は会計監査人及び内部監査室と緊密に連携するとともに、3か月に1度三様監査を実施し、定期的な情報交換を行い、相互の連携を深めて監査の実効性と効率性の向上に努めております。

3. 経営会議

経営会議は、代表取締役社長を議長とし、業務執行取締役、執行役員及び各本部長をもって構成され、原則として毎月2回開催しております。経営会議は、取締役会で審議される重要事項について事前協議、構成員の所管業務の執行状況の報告を行っております。

4. コンプライアンス推進委員会

コンプライアンス推進委員会は、代表取締役社長を委員長とし、業務執行取締役、執行役員及び各本部長をもって構成され、原則として四半期に1回開催しております。コンプライアンス推進委員会は取締役会の直属機関としてコンプライアンス規程に基づき当社のコンプライアンスの取り組みに関する協議の他コンプライアンスの推進を行っております。なお、常勤監査役及び内部監査担当者は構成員ではございませんが原則として委員会に出席することとしております。

5. リスク管理委員会

リスク管理委員会は、代表取締役社長を委員長とし、業務執行取締役、執行役員及び各本部長をもって構成され、原則として四半期に1回開催しております。リスク管理委員会は取締役会の直属機関としてリスク管理規程に基づきリスク管理に関する方針、体制及び運営に関する協議、リスク管理事項の審議を行っております。なお、常勤監査役及び内部監査担当者は構成員ではございませんが原則として委員会に出席することとしております。

6. 指名報酬委員会

指名報酬委員会は社外取締役を議長とし、社外役員2名（社外取締役1名、社外監査役1名）及び取締役1名で構成され、取締役会の任意の諮問機関として、取締役、監査役の選解任並びに報酬等について審議を行い、取締役会に答申しております。

7. 内部監査室

内部監査室は3名で構成され、代表取締役社長が承認した内部監査計画書に基づき、会計監査及び業務監査を実施しております。また、代表取締役社長から特に命じられた場合に臨時に監査を行います。

8. 会計監査人

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結しており、適宜監査が実施され、当社会計監査人に選任しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方にに基づき、取締役会における経営上の意思決定の合理性・迅速性を確保しつつも、監査役会及び内部監査室による十分な牽制体制を構築し、企業経営の健全性・透明性を確保することを目的として、上記の企業統治体制を採用しております。なお、当社は社外取締役及び社外監査役を選任し、その経験・知識等を活用し、独立・公正な立場から取締役の職務執行への監視を受けることにより、経営への監視機能を強化しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日前の発送が可能となるよう努めて参ります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は12月決算会社であり、3月決算会社と比して集中日の度合いは低いものと考えておりますが、より多くの株主の皆様にご出席頂けるよう、株主総会日の設定について考慮して参ります
電磁的方法による議決権の行使	現時点では、電子投票制度は導入しておりませんが、今後の株主構成に応じて採用を検討して参ります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現時点では、議決権電子行使プラットフォームは導入しておりませんが、今後の株主構成に応じて採用を検討して参ります。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点では、株主として海外投資家が存在しないことから、英文での招集通知の提供は行っておりませんが、今後の海外株主の増加等の状況に応じて、英文での提供を検討して参ります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	現時点では未作成であります。ディスクロージャーポリシーを作成し、IR専用サイトを通じて公表する予定であります。	—
個人投資家向けに定期的説明会を開催	現時点での開催は未定であります。個人投資家向け説明会の開催を定期的に行う予定としております。	あり

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	現時点での開催は未定ではありますが、アナリスト・機関投資家向け説明会の開催を定期的に行う予定としております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外の株主が存在しないことから、現時点での開催は検討しておりませんが、今後の海外株主の増加等の状況に応じて検討して参ります。	—
IR 資料をホームページ掲載	IR 専用サイトを開設し、各種資料を掲載する予定であります。	—
IR に関する部署(担当者)の設置	適時開示責任者として、専務取締役管理本部長を選任しており、IR に関する業務は、管理本部が担当する予定であります	—

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ビジョン、店舗理念、基本コンセプトを定め、これらを冊子にした「クレド」を作成し、従業員に配布し携行を促すことによって、ステークホルダーに対して従業員がとるべき行動指針として共有しております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに適時適切に情報提供できるように、適時開示規程を定めております。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、次のビジョンをすべての役員及び当社と雇用契約を結んだすべての従業員が、職務を執行するにあたっての基本方針としております。

【ビジョン】日本の食文化とおもてなしの心で世界中を笑顔に

当社は、このビジョンに基づき、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが経営上の重要な責務であると認識し、以下のとおり内部統制システムに関する基本方針を定めております。また、内外環境の変化等に応じて柔軟にこれを見直し、有効かつ適切な構築及び運用に努めてまいります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 「取締役会規則」に基づき、取締役会を原則として月1回開催し、取締役の情報共有を推進することにより、他の取締役の業務執行の監督を行います。

(2) 監査役は、取締役会への出席、業務執行状況の調査等を通じて、取締役の職務執行の監査を行います。

(3) 「コンプライアンス規程」に基づき、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス推進委員会を設置し法令、定款、規程及び社会規範の遵守に取り組みます。

(4) 監査役及び内部監査担当者は、取締役及び使用人の職務執行内容が法令及び定款、関連諸規程に準拠して適正に行われているかどうかの監査を行います。

(5) 「内部通報制度運用規程」に基づき、法令及び定款違反行為等に対して、社内外に匿名で相談・申告できる窓口を設置し、申告者が不利益な扱いを受けない体制を構築します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報、契約書、稟議書等の社内重要書類及びこれらの情報については、法令、定款及び「文書管理規程」等の社内規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存を行います。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、取締役会及びその他の重要な会議において、定期的に各取締役、経営幹部及び従業員から、業務執行に関わる重要な情報の報告を行います。

(2) 「リスク管理規程」に基づき、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を定期的に開催し、リスク対応状況を報告、管理することでリスクを最小限に抑える体制を構築します。

(3) 有事の際は、代表取締役社長が臨時委員会を招集するとともに、必要に応じて顧問弁護士等と迅速な連携をとれる体制を構築します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、定例の取締役会を毎月1回、必要に応じ臨時取締役会を開催し、「取締役会規則」及び「職務権限規程」において、取締役会において決議または報告が必要な事項を定めております。

(2) 日常の職務執行については、各社内諸規程・マニュアル等へ定めており、必要に応じて規程の見直しを行うことで、取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築します。

5. 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助すべき使用人を配置します。

(2) 監査役の求めにより監査役補助者として使用人を配置した場合、その職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役等から指揮命令を受けないこととし、当該使用人の人選、人事異動、人事評価等については、監査役と取締役の協議によるものとし、補助使用人の独立性について十分留意するものとし、

(3) 監査役は必要に応じ適宜当該使用人に対し、業務執行の報告を求めることができるものとし、

6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 監査役は、取締役会以外にも経営会議等の業務執行の重要な会議へ必要に応じて出席することができ、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について報告を受けることができる体制を構築します。

(2) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、監査役に報告することとしております。

(3) 監査役に対して報告を行った取締役及び使用人に対して、当該報告を理由として不利益な扱いを禁止し、内部通報に関する社内規程に準じた取り扱いとします。

7. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第 388 条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なと証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

8. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施できる体制を構築します。

(2) 監査役は会計監査人及び内部監査人と意見交換や情報交換を行い、必要に応じ適宜連携できる体制を構築します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況は次のとおりであります。

反社会的勢力排除に関する規程に基づき、反社会的勢力排除に関するマニュアルを整備し、排除体制、対応の基本方針、対応の心構え、具体的対応策を定めております。

また、反社会的勢力との関係・取引等を一切しないために、取引開始時及び一定の周期で、反社会的勢力の調査を行っております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

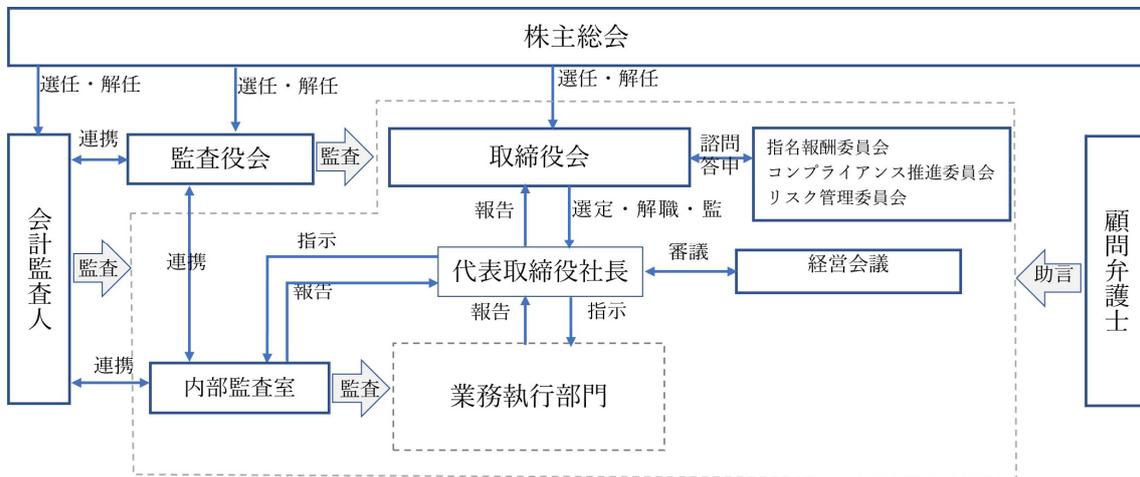
該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

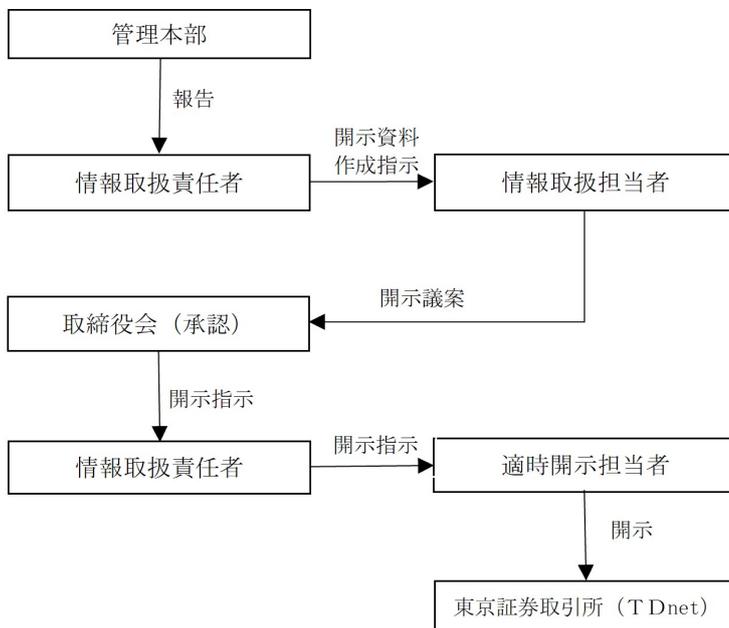
当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております

【コーポレート・ガバナンス体制の概要（模式図）】



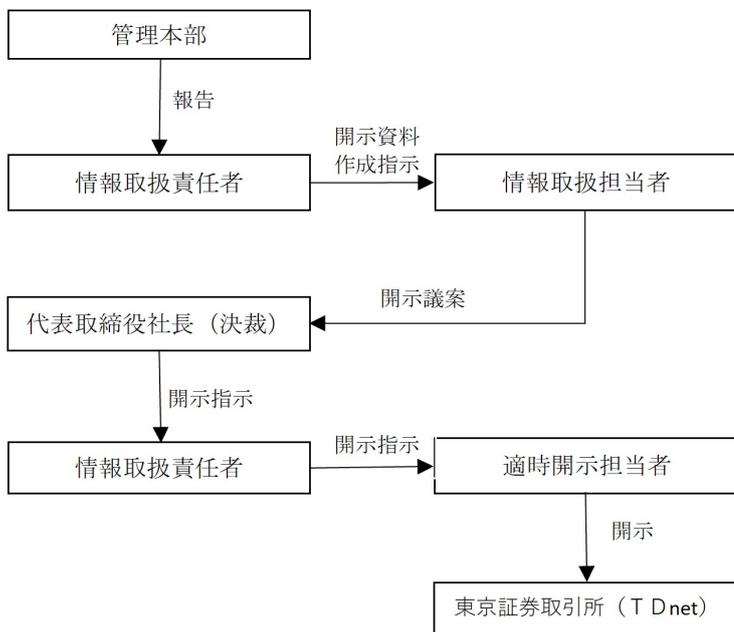
【適時開示体制の概要（模式図）】

(決定事実・決算情報)



開示後、当社ホームページに速やかに公開

(発生事実)



開示後、当社ホームページに速やかに公開